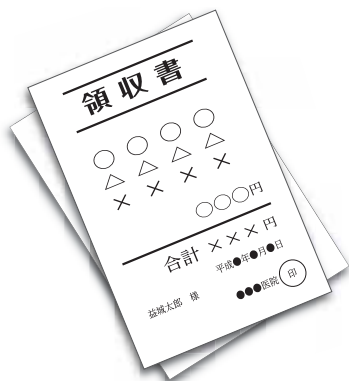


領収書が必要になります

☎ 役場健康づくり推進課 国保年金係 ☎ 286-3111 内線 121 ~ 124



2 領収書を揃えて申請してください

通知に記載されている診療月・医療機関名・診療日数を確認して、記載されている分の領収書を揃えて、役場健康づくり推進課窓口で申請してください。

申請書を受け付けた際、領収書の原本はお返しします。

支払い状況は領収書で確認していますので、領収書がなければ高額療養費を受給できません。

領収書を紛失した場合は、医療機関などから支払証明書(通常は有料)などを発行してもらう必要があります。

確定申告の医療費控除などで領収書の提出が必要な場合、高額療養費の申請でも領収書が必要であることを伝え、返信用封筒を添えるなどして領収書を返してもらってください。

3 約1～2か月後に支給されます

支給は申請をした後、約1～2か月後になります。支給月の上旬に支給決定通知書を送付しますので、金額などをご確認ください。

1 対象世帯には通知が届きます

1か月あたりの医療費が自己負担限度額以上となった世帯には、受診月の約3か月後を目安に役場から申請の案内通知が届きます。

口座振替がお得です

☎ 役場健康づくり推進課 国保年金係 ☎ 286-3111 内線 121 ~ 124
国民年金に関する問い合わせ 熊本東年金事務所 ☎ 367-8144

うっかり納め忘れも解消

国民年金保険料は口座振替ができます。口座振替だと自動的に引き落としになり、納め忘れがなく便利です。また、下記のような納付方法に応じた割引もあります。

新制度

2年前納でさらにお得に

平成26年4月分の保険料から、口座振替での2年前納ができるようになります。

2年間の保険料を一度に納めることにより、約14,000円の割引になるお得な制度です。

平成26・27年度分の受け付け開始は年明け以降、申込期限は2月末日を予定しています。

振替方法	翌月末振替	当月末振替	半年前納	1年前納
振替月	翌月の末日	当月の末日	4月末日か10月末日	4月末日
割引額		月50円引き	半年1,030円引き	年3,780円引き
1回で納付する保険料	15,040円/月 (平成25年度額)	14,990円/月	89,210円/半年	176,700円/年

※申し込みは各金融機関、年金事務所、役場健康づくり推進課国保年金係のいずれかに振替希望の預金通帳とその届出印をご持参ください。

※1・2年前納の申込期限は2月末日まで、半年前納は2月と8月の末日までです。

※月の末日が金融機関の店休日となる場合、振替は翌営業日となります。